

# 鳥取縣公報

第七拾號

昭和四年十一月廿九日

金曜日

## 告示

◆鳥取縣告示第三百十九號

當管内ニ於ケル健康保險醫中左記ノ通異動ナリタリ

昭和四年十一月二十九日

鳥取縣知事 久保豊四郎

指定

診療所所在地	氏名	專門科名	指定年月日
西伯郡彦名村	大淵三雄	全般	昭和四年十一月十二日

指定取消

診療所所在地	氏名	專門科名	指定取消年月日
鳥取市茶町一二	堀政太郎	内科	昭和四年十一月十六日

◇鳥取縣告示第三百二十號

昭和四年十一月產婆名簿ニ登録セシ者左ノ如シ

昭和四年十一月二十九日

鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

本 籍 岡山縣苫田郡阿波村一九六七番地

住 所 鳥取縣八頭郡佐治村大字加瀬木一二九三番地

昭和四年十一月十七日  
登録第五四八號

入 江 愛 子

明治三十五年三月十三日

正 誤

縣公報第六十八號縣告示第三百八號中二三頁現在區域大字名欄十三行目振リ假名「ヨコナラテ」は「ヨコナワテ」縣告示第三百十號中「鳥取縣」は「鳥取縣」の何れも誤植

昭和四年十一月廿九日印刷  
昭和四年十一月廿九日發行

(定) 小口一枚參厘四毛

發行者 鳥取縣鳥取市東區縣  
印刷者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
松江刑務所鳥取支所